

「農業雇用改善推進事業」の取り組み紹介

大阪の新梅田研修センターで5月13日、農業雇用改善推進事業のアドバイザー研修会を開催し、事業担当者（雇用改善アドバイザー）16人と事業実施県（15県）の社労士ネット会員14人が参加しました。研修会では、瀬川徳子副会長が「農業法人等の現状と理想」の演題で講演し、その後、参加者全員で「労働・社会保険の加入を進めるために」など3つのテーマに沿って意見交換を行いました。

また、5月25日は東京の都市センターホテルで、第1回モデル労働条件作業部会を実施し、農業における標準的な労働条件を検討しました。同作業部会には、（社）日本農業法人協会会員の農業経営者3人と社労士ネット会員3人に委員として参加してもらっており、10月ごろまでに全3回の委員会を重ね、「モデル雇用契約書」として結果をまとめていきます。

■アドバイザー研修会での意見交換 各テーマで会員から述べられた意見

①労働保険、社会保険の加入を進めるために

- ・人を雇用することについて考えてもらう
- ・経営を伸ばしたい経営者等ターゲットをしぼって促進していく
- ・法人化を考えるのであれば、社会保険への加入を前提条件として考えるように訴える

②金銭を掛けずに行える効果的な労務管理について

- ・経営者の思いを従業員と共有するために経営理念の作成
- ・何となくではなく、テーマを決めたミーティング
- ・2年ほどで、一通りの生産技術が身に付くような育成

③従業員の定着に求められること

- ・雇入れ時の選考にあたって、欲しい人材を明確にし、面接に工夫をする
- ・「従業員＝単純労働者」という意識を持たない
- ・給与水準を明示した人事制度を設け、将来展望を示していく
- ・無理をして就業規則を設けるのではなく、労働時間や賃金などの最低限のことをシンプルに明示する



会員14人が参加した「アドバイザー研修会」

農業雇用改善推進事業（厚生労働省補助事業）は、平成21年度より始まり、社労士ネットと同じく従業員の定着促進とそれによる農業経営の発展を目的としています。

上でご紹介したアドバイザー研修会では、専門家の立場から農業経営に対して多くの指摘や提案をいただきました。意見交換に先だて行われた講演で、瀬川副会長は「法令遵守こそ雇用改善」と話し、適用除外と労働基準法の間でバランスを取り、バランスの中でコンプライアンスを実行していくことを訴えました。